

令和5年2月17日

組 合 員 各 位

裁判所共済組合本部

給与改定に伴う標準期末手当等の額等の再決定等について  
(お知らせ)

この度の期間業務職員、パートタイム職員及び業務代替職員の給与改定による差額支給に伴い、下記のとおり標準期末手当等の額等の再決定を行うこととなりました。

記

令和4年6月期及び12月期の期末手当等について差額支給がある場合（ただし、当該期末手当等の支給時に組合員であった方が対象です。）には、差額支給による増額後の期末手当等の額を基礎として標準期末手当等の額等の再決定を行い、その額を基礎として計算した掛金等の額から控除済みの額を差し引いた差額が、3月17日の差額支給時に追徴されます。

なお、給与改定による差額よりも追徴する掛金等の方が多き場合は、差額支給時には精算を行わず、該当者には、その旨及び徴収額が別途通知されます。

また、給与改定に伴い報酬の月額が増額になった場合でも、標準報酬については遡及的な見直しは行いません。

おって、今回の標準期末手当等の額等の再決定について、質問等がありましたら、所属の支部の共済組合係までお問い合わせください。